

# 大阪急性期・総合医療センター競争的研究費等不正使用防止計画

平成30年2月1日策定  
令和3年 11 月 24 日改正  
令和4年8月4日改正  
令和4年 10 月4日改正  
令和 6 年 7 月 1 日改正

地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪急性期・総合医療センター(以下「当センター」という。)では、「大阪急性期・総合医療センターにおける競争的研究費等の取扱いに関する規程」(以下「取扱規程」という。)第5条に規定する不正使用の防止計画(以下「不正使用防止計画」という。)を以下のとおり策定し、不正使用防止計画に基づき適正な運営及び管理を行うものとする。

## 1 運営管理体制

### (1)最高管理責任者 総長

当センターにおける競争的研究費等の運営及び管理について最終責任を負う。

### (2)統括管理責任者 臨床研究支援センター長

最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営及び管理について、当センター全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

### (3)コンプライアンス推進責任者 臨床研究支援副センター長、事務局長

各部署における競争的研究費等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ。

## 2 不正使用防止計画

### (1)機関内の責任体系の明確化

分類	不正使用を発生させる要因	不正使用防止計画
責任の明確化・周知	・責任者が交代した場合、後任者が責任と権限を十分に認識していない。 ・時間の経過により、責任意識が低下しやすい。	・責任者とその範囲・権限についてHP等でセンター内外に公表し、周知する。 ・各責任者が交代時においては、十分な引継ぎを行う。

### (2)適正な運営及び管理の基盤となる環境の整備

分類	不正使用を発生させる要因	不正使用防止計画
ルールの明確化・統一化	競争的研究費等の事務処理手続きが曖昧で統一されていないことにより、誤った運用や解釈による不適切な使用に繋がるおそれがある。	・ルールの明確化、統一化を図った上、これを体系化した科研費ハンドブックの配布及び研究費ハンドブックをHPに掲載し、周知を行う。

分類	不正使用を発生させる要因	不正使用防止計画
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルールに関する相談窓口を設置し、周知する。</li> </ul>
コンプライアンス教育等を通じた、意識の向上と浸透を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンスに対する意識が希薄である。</li> <li>・研究費の適正な執行に対する責任感や倫理観が欠如している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争的研究費等に関わる全ての職員に行動規範を示し、遵守を求める。</li> <li>・競争的研究費等の運営及び管理に関わる全ての職員に、研究費の不正使用について理解させるため、研究倫理教育システム(e-APRIN)の受講を必須とするとともに、受講状況及び理解度を確認する。</li> <li>・コンプライアンス教育の内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために誓約書の提出を求める。</li> <li>・規程やルール等の変更があった場合などは、資料の配布やメールでの情報発信を行う。</li> </ul>

(3) 不正使用を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定及び実施

分類	不正使用を発生させる要因	不正使用防止計画
不正使用発生要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施	不正使用防止計画が形骸化し、不正を発生させる要因とその再発防止策の検討が十分になされていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正を発生させる要因の把握に努め、その再発防止策を検討し、不正使用防止計画を継続して見直し、実行する。</li> <li>・不正使用に繋がる事案について不正使用防止計画推進部署で検証し、その発生防止策を検討の上、不正使用防止計画に加える。</li> </ul>

(4) 競争的研究費等の適正な運営及び管理活動

分類	不正使用を発生させる要因	不正使用防止計画
予算関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度末に予算執行が集中する。</li> <li>・発注段階で支出財源が特定されていない。</li> <li>・予算の使い切り意識を持っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に予算執行状況の確認を研究者に行うとともに、必要に応じ改善を求める。</li> <li>・執行状況を的確に把握するため、発注段階で支出財源を特定するようコンプライアンス教育等で周知徹底する。</li> <li>・競争的研究費等の繰越制度等について周知する。</li> <li>・疑義が生じた物品については、研究者に購入目的の確認を行う。</li> </ul>
物品購入関係	検収体制の形骸化による架空発注や架空納品等の不正がおこるおそれがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究費ガイドブックの配布及び研究者に直接指導を行い、検収体制を周知徹底する。</li> <li>・競争的研究費等を使用し発注する全ての物品購入について、研究費担当部署による納品事実の確認を行う。</li> </ul>
旅費関係	旅費請求手続きの形骸化や出張の事実確認が不十分になることにより、カラ出張及び重複請求が発生する恐れがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張伺、復命書、関係資料の提出を義務付け、必要に応じて事実確認を行う。</li> <li>・外国出張の手続きは、旅行業者に委託し、研究者が支払いに関与しないよう努める。</li> </ul>
非常勤勤務状況関係	事実確認が不十分になることによる不正受給が起こるおそれがある。	人事勤態システムで勤務状況の事実確認を行う。
換金性の高い物品	換金性の高い物品の管理が不十分であることによる転売や私的利用のリスクが高くなる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「換金性の高い物品に関する取扱い」に基づき、備品管理台帳による管理を行うとともに、備品管理シールの貼付を行う。</li> <li>・内部監査による現物確認を</li> </ul>

分類	不正使用を発生させる要因	不正使用防止計画
		定期的に行う。
取引業者との関係	取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展するおそれがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引業者に誓約書の提出を求める。また、必要に応じて、特定の業者との密な取引がないか注視するため、債務確認をするなど取引状況の確認を行う。</li> <li>不正な取引を行った業者については、「地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程」第3条第4号の規定に準じ、その事実が発覚してから3年間取引を停止することができることを周知し、注意喚起を図る。</li> </ul>

(5) 情報の伝達を確保する体制の確立

分類	不正使用を発生させる要因	不正使用防止計画
相談体制の整備	相談窓口の周知不足、ルール理解不足による研究者の意識の低さから、不正が起こるおそれがある。	相談窓口である臨床研究支援センターにおいて、研究者等からの相談や質問を受け付け、競争的研究費等の適正な使用に関する助言及び指導を行う。
通報窓口の整備と明確化	通報窓口の周知不足、又は通報を躊躇することにより、不正使用リスクが増すおそれがある。	設置している通報窓口をHP及び研究費ハンドブックに掲載し、センター内外に公表する。
不正使用防止への取組の公表	当センターの不正使用防止の方針等がセンター内外に正しく伝わっていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>HPにおいて、不正使用防止に関する規程を掲載し、公表する。</li> <li>院内ツールを用いて、不正使用防止に関して発信を行う。</li> </ul>

(6) モニタリングの充実

分類	不正使用を発生させる要因	不正使用防止計画
実行性のあるモニタリング	モニタリング及び監査体制が不十分であるため、不正発生リスクが低減化しない。	内部監査部門(大阪府立病院機構監査室)と連携し、実

分類	不正使用を発生させる要因	不正使用防止計画
体制の整備・実施		効性のあるモニタリングを実施する。

(7)不正使用防止計画の改訂

当センターにおける競争的研究費等の不正使用防止のため、今後も継続して、不正使用を発生させる要因の把握と要因分析を進めるとともに、配分機関からの情報提供や他の研究機関における対応等を参考にしながら、必要に応じて、見直しを行う。